

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1716号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条の5関係）		別表（第4条の5関係）	
ア（略）		ア（略）	
イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
第1号区分	(1)（略） (2) <u>平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例」という。）の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたものうち委員会の定めるもの</u> (3)～(5)（略）	第1号区分	(1)（略） (2) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたものうち委員会の定めるもの</u> (3)～(5)（略）
第2号区分	(1)（略） (2) <u>平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u> (3)～(5)（略）	第2号区分	(1)（略） (2) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u> (3)～(5)（略）
（略）		（略）	
第4号区分	(1)・(2)（略） (3) <u>平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</u> (4)～(13)（略）	第4号区分	(1)・(2)（略） (3) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</u> (4)～(13)（略）
第5号区分	(1) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表又は平成25年4月1日以後適用されている市町村立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</u> (2)～(12)（略）	第5号区分	(1) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</u> (2)～(12)（略）

第6号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が4級であつたも の (4)～(8) (略)	第6号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が4 級であつたもの (4)～(8) (略)
第7号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が3級であつたも の (4)～(11) (略)	第7号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が3 級であつたもの (4)～(11) (略)
第8号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が2級であつたも ののうち委員会の定めるもの (4)～(12) (略)	第8号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が2 級であつたもののうち委員会の定め るもの (4)～(12) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。